労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、佐賀労働局の関係労働者を代表する者相川司の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年３月６日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、佐賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年３月20日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　佐賀労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 26 年３月６日

北陸信越運輸局長　和迩　健二

１．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「（富山県及び石川県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員については、192,000円）」を削除し、「１人歩船員192,000円」を「１人歩船員194,200円」に改める。

２．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「１人歩船員192,000円」を「１人歩船員194,200円」に改める。

附　則

この公示は、平成26年４月５日から効力を生ずる。

裁　判

競　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３００６号

滋賀県長浜市八幡東町488番地

申立人　若森　秀樹

本籍滋賀県長浜市神照町344番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所滋賀県長浜市、死亡年月日平成25年11月９日、出生の場所滋賀県長浜市、出生年月日昭和25年10月20日、職業無職

被相続人　亡　堤　　敬治

事務所滋賀県長浜市木之本町黒田851番地

相続財産管理人　司法書士　山中勢太郎

大津家庭裁判所長浜支部

平成２６年（家）第１９号

京都市左京区高野蓼原町１番地３　ルネ下鴨東513号

申立人　司法書士　中野　篤子

本籍兵庫県三木市細川町瑞穂1440番地、最後の住所京都府長岡京市高台西６番地の20、死亡の場所京都府長岡京市、死亡年月日平成25年10月22日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和30年３月25日、職業無職

被相続人　亡　井上貴美子

事務所京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地千代田生命京都御池ビル９階　後藤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　真孝

京都家庭裁判所

平成２６年（家）第２号

大阪府柏原市古町２丁目511番地２　シャトーバロン

申立人　シャトーバロン管理組合

本籍愛媛県四国中央市村松町181番地１、最後の住所大阪府柏原市古町２丁目９番40―410号、死亡の場所大阪府柏原市、死亡年月日平成18年８月８日、出生の場所香川県善通寺市、出生年月日昭和３年４月10日、職業不詳

被相続人　亡　矢野　昭三

事務所大阪市北区西天満３丁目10番３号　ＹＳＲ西天満ビル５階

相続財産管理人　弁護士　野田　英二

大阪家庭裁判所堺支部

平成２６年（家）第１号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍奈良県生駒市上町464番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所奈良県生駒市、死亡年月日平成21年２月28日、出生の場所奈良県生駒郡北倭村、出生年月日大正12年４月７日、職業不詳

被相続人　亡　垣本　**隆**之

事務所奈良市高天市町16番１　三住法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三住　　忍

奈良家庭裁判所

平成２６年（家）第４５号

和歌山市十二番丁39番地

申立人　和歌山県信用保証協会

本籍和歌山県田辺市新庄町642番地、最後の住所和歌山県田辺市新庄町641番地、死亡の場所大阪府大阪市中央区、死亡年月日平成24年６月21日、出生の場所和歌山県西牟婁郡新庄村、出生年月日昭和12年４月21日、職業会社役員

被相続人　亡　榎本　佐内

事務所和歌山県田辺市下屋敷町73番地

相続財産管理人　司法書士　佐藤　裕一

和歌山家庭裁判所田辺支部

平成２５年（家）第７０５３号

沖縄県那覇市繁多川２丁目14番７―702号繁多川ハイツ

申立人　有銘　寛信

本籍沖縄県那覇市久茂地１丁目100番地４、最後の住所沖縄県那覇市松尾２丁目24番２号、死亡の場所不明、死亡年月日平成10年３月４日、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日昭和24年３月５日、職業不明

被相続人　亡　神山　雅明

沖縄県那覇市繁多川２丁目14番７―702号繁多川ハイツ

相続財産管理人　有銘登美子

那覇家庭裁判所

平成２６年（家）第１８４号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍北海道千歳市あずさ３丁目５番、最後の住所北海道千歳市あずさ３丁目５番９号、死亡の場所北海道千歳市、死亡年月日平成25年３月25日、出生の場所北海道根室郡根室町、出生年月日昭和17年９月３日、職業不詳

被相続人　亡　福井　教生

事務所北海道千歳市千代田町６丁目７番地２　駿河千代田ビル６階　千歳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙田周一郎

札幌家庭裁判所